

令和03年分の申告書等送信票（兼送付書）

この送信票（兼送付書）は、電子データで送信した書類や別途税務署に提出する必要がある書類をご確認いただくものです。提出する書類のない方は、この送信票（兼送付書）の提出は不要ですので、送信書類の確認用としてご利用ください。

受付印

住所	(〒420-0913) 静岡県静岡市葵区瀬名川1-21-17-403		
氏名	フルハシ イッペイ 古橋 一平		
整理番号	利用者識別番号 1591-1612-0791-3085		
受付日時	令和4年03月12日 22:23:58	受付番号	2022-0312-2223-5851-2112
税理士等 氏名・名称		税理士等 電話番号	()
特記事項			

「別途提出」欄に 印のある書類は、この送信票（兼送付書）と一緒に提出してください。

電子 送信	提出 省略	別途 提出	送信（送付）書類名
			申告書B第一表
			申告書B第二表
			申告書第三表（分離課税用）
			株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
			所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）
			寄附した団体等から交付を受けた寄附金の受領証等
			所得の内訳書

添付書類の 提出	提出書類	この送信票（兼送付書）と上記「別途提出」欄に 印のある書類
	提出先	住所地の所轄の税務署（右下に表示されている税務署）
	提出方法	以下のいずれかの方法で遅滞なく提出してください。 ・郵便又は信書便で送付（送料は負担願います。） ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函

提出先（郵送等で提出する際に切り離してご利用ください。）

420-8606

静岡市葵区追手町
10番88号

静岡税務署 行

還付金の振込について

還付金の振込先口座は、申告された方の本人名義に限ります（店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合などは振込みできない場合があります。）。

なお、一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の金融機関にご確認ください。

静岡 税務署長 令和 4 年 3 月 14 日 令和 03 年分の 所得税及び復興特別所得税 の申告内容確認票 B

現在の住所 (又は事業所事務所居所など)	〒420-0913 静岡県静岡市葵区瀬名川1-2 1-17-403	フリガナ	フルハシ イッペイ
個人番号 (マイナンバー)	420-0913	個人番号は印字されません	生年 月日
			4 0 1 . 0 9 . 1 3
職業 団体職員	同上	屋号・雅号	世帯主の氏名 古橋 一平
			世帯主との続柄 本人
電話番号	090-5859-6893	自宅・勤務先・携帯	

第一表

収入金額等	所得金額等	所得から差し引かれる金額
事業等 営業等 農業	事業等 営業等 農業	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寡婦・ひとり親控除 勤労学生・障害者控除 配偶者(特別)控除 扶養控除 基礎控除 雑損控除 医療費控除 寄附金控除
不動産 利子 配当 給与 公的年金等 業務 その他 総合譲渡 短期 長期 一時	不動産 利子 配当 給与 公的年金等 業務 その他 ⑦から⑩までの計 総合譲渡・一時 ⑪ + { (⑫ + ⑬) × 1/2 } 合計 ⑭から⑱までの計 + ⑫ + ⑬	⑬から⑳までの計 ⑲から㉘までの計
		合計 ⑳ + ㉙ + ㉚ + ㉛

税	金の	計	算	その他
課税される所得金額 (① - ②)又は第三表 上の②に対する税額 又は第三表の①				
配当控除				
(特定増改築等) 住宅借入金等 特別控除				
政党等寄附金等特別控除				
住宅耐震改修 特別控除等				
差引所得税額 (① - ② - ③ - ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦ - ⑧ - ⑨ - ⑩)				
災害減免額				
再差引所得税額(基準所得税額) (⑪ - ⑫)				
復興特別所得税額 (⑬ × 2.1%)				
所得税及び復興特別所得税の額 (⑬ + ⑭)				
外国税額控除等				
源泉徴収税額				
申告納税額 (⑮ - ⑯ - ⑰ - ⑱)				
予定納税額 (第1期分・第2期分)				
第3期分納める税金 の税額				
還付される税金				
公的年金等以外の 合計所得金額				
配偶者の合計所得金額				
専従者給与(控除)額の合計額				
青色申告特別控除額				
雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額				
未納付の源泉徴収税額				
本年分で差し引く繰越損失額				
平均課税対象金額				
変動・臨時所得金額				
延届 納 の出 延納届出額				
還付 される 場の 税金 の 所				

⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・⑲・⑳・㉑又は㉒の記入をお忘れなく。

所得金額の証明が必要な方は 納税証明書をご利用ください
 この申告書を提出される方は 住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

税理士
署名
電話番号



整理番号

令和 03 年分の所得税及び復興特別所得税の申告内容確認票B

第二表

静岡県静岡市葵区瀬名川1-2
1-17-403
住所
フルハシ イッペイ
氏名 古橋 一平

社会保険料控除等に関する事項(13~16)

Table with 4 columns: 社会保険料控除等, 保険料等の種類, 支払保険料等の計, うち年末調整等以外. Includes items like 源泉徴収票のとり, 新生命保険料, etc.

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目, 給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等, 収入金額, 源泉徴収税額. Total 187,319.

④⑧ 源泉徴収税額の合計額 187,319

本人に関する事項(17~20)

Form with checkboxes for 寡婦, 勤労学生, 障害者, etc. Includes options for 死別, 離婚, etc.

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項(11)

Table with 4 columns: 所得の種類, 収入金額, 必要経費等, 差引金額. Includes 譲渡(短期), 譲渡(長期), 一時.

雑損控除に関する事項(26)

Table with 3 columns: 損害の原因, 損害年月日, 損害を受けた資産の種類など. Includes 損害金額, 保険金などで補填される金額, etc.

特例適用条文等

Blank form area for special provisions.

寄附金控除に関する事項(28)

Form for 寄附金の名称等, 寄附金 60,000.

配偶者や親族に関する事項(20~23)

Table with 10 columns: 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 障害者, 国外居住, 住民税, その他. Lists family members like 古橋 いこい, 古橋 京青.

事業専従者に関する事項(55)

Table with 6 columns: 事業専従者の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数・程度・仕事の内容, 専従者給与(控除)額.

住民税・事業税に関する事項

Table with 10 columns: 住民税, 非上場株式の少額配当等, 非居住者の特例, 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除額, 特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要, 給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法, 都道府県・市区町村への寄附(特例控除対象), 共同募金・日赤その他の寄附, 都道府県条例指定寄附, 市区町村条例指定寄附.

Table with 5 columns: 事業税, 非課税所得など, 番号, 所得金額, 損益通算の特例適用前の不動産所得, 前年中の開(廃)業, 開始・廃止月日, 他都道府県の事務所等.

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所 所得税で控除対象配偶者などとした専従者の氏名 給与

令和 03 年分の 所得税及び復興特別所得税の申告内容確認票(分離課税用)

第三表

住所 静岡県静岡市葵区瀬名川1-2
1-17-403
フリガナ フルハシ イツペイ
氏名 古橋 一平

整理番号

特例適用条文													
法			条				項		号				
所法	措法	震法		3	7	条の	1	2	の	2	1	項	号
所法	措法	震法				条の			の			項	号
所法	措法	震法				条の			の			項	号

国税庁HP(2022:03:12;22:24:42.74) (単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	②																						
			軽減分	③																						
			税金	長期譲渡	短期譲渡	一般分	④																			
						特定分	⑤																			
						軽減分	⑥																			
						一般株式等の譲渡	⑦																			
						上場株式等の譲渡	⑧			4	4	9	5	0	1	5	0									
						上場株式等の配当等	⑨																			
						先物取引	⑩																			
						額	山林	退職	⑪																	
									⑫																	
						所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分	⑬																
軽減分	⑭																									
税金	長期譲渡	短期譲渡	一般分	⑮																						
			特定分	⑯																						
			軽減分	⑰																						
			一般株式等の譲渡	⑱																						
			上場株式等の譲渡	⑲																						
			上場株式等の配当等	⑳																						
			先物取引	㉑																						
			額	山林	退職				㉒																	
㉓																										
税金の計算	課税される所得金額	総合課税の合計額(申告書B第一表の㉔)	⑳			4	6	2	2	4	0	0														
		所得から差し引かれる金額(申告書B第一表の㉕)	㉑			1	8	9	0	0	0	1														
		⑫ 対応分	㉒			2	7	3	2	0	0	0														
		⑬ 対応分	㉓									0	0	0												
		⑭ 対応分	㉔									0	0	0												
		⑮ 対応分	㉕									0	0	0												
		⑯ 対応分	㉖									0	0	0												
		⑰ 対応分	㉗									0	0	0												
		⑱ 対応分	㉘									0	0	0												
		㉑ 対応分	㉙									0	0	0												

税金の計算	税額	㉚ 対応分	㉛																				
		㉜ 対応分	㉝																				
		㉞ 対応分	㉟																				
		㊱ 対応分	㊲																				
		㊳ 対応分	㊴																			0	
		㊵ 対応分	㊶																				
		㊷ 対応分	㊸																				
		㊹ 対応分	㊺																				
		㊻ 対応分	㊼																				
		㊽から㊿までの合計(申告書B第一表の㊿に転記)	㊿																				1 7 5 7 0 0
		その他	株式等配当先物取引	本年分の㊿、㊿から差し引く繰越損失額	㊿																		
				翌年以後に繰り越される損失の金額	㊿																		
本年分の㊿から差し引く繰越損失額	㊿																						0
翌年以後に繰り越される損失の金額	㊿																						
本年分の㊿から差し引く繰越損失額	㊿																						
翌年以後に繰り越される損失の金額	㊿																						

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額		㉟		
特別控除額の合計額		㊱		

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	㊲																					0
------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

○ 退職所得に関する事項

収入金額	退職所得控除額
円	円

所得の内訳書

静岡県静岡市葵区瀬名川1-21-17-403

住所 _____

氏名 古橋 一平

(令和03年分)

控
用

所得の種類	種 目	所得の生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称、 住所・所在地・法人番号、電話番号	所得の基因 となる資産の 数 量	収入金額		支払確定年月 又は支払を 受けた年月
				源泉徴収税額を 差し引かれる前 の収入金額	源泉徴収税額	
(配当)	株式	ソフトバンクグループ 株式会社SBI証券 (電話)		円 内 2,200	円 336	年 月
(配当)	株式	村田製作所 株式会社SBI証券 (電話)		6,000	918	
(配当)	株式	アドバンテスト 株式会社SBI証券 (電話)		5,000	765	
給与		全国共済農業協同組合連合会 静岡県本部 静岡県静岡市駿河区曲金3-8-1 (電話)		6,328,871	185,300	
株式等 の譲渡		計算明細書のとおり (電話)		925,950	0	
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				

○この用紙は
控
用
です。申告には必ず
提出用
を使ってください。

< 申告内容確認票 >

令和 03 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 確定 申告 書 付 表

(上場 株式 等 に 係 る 譲 渡 損 失 の 損 益 通 算 及 び 繰 越 控 除 用)

住所 (又 は 事 務 所 等)	静岡県静岡市葵区瀬名川 1 - 2 1 - 1 7 - 4 0 3	フリガナ	フルハシ イッペイ
		氏名	古橋 一平

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限りません。以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

(赤字の金額は、 を付けずに書きます。(2面)の2も同じです。)

- 「 上場 株式 等 に 係 る 譲 渡 損 失 の 金 額 」 が 黒 字 の 場 合 又 は 「 上 場 株 式 等 に 係 る 譲 渡 損 失 の 金 額 」 が な い 場 合 に は、 (1) の 記 載 は 要 し ま せ ン。 又、 「 本 年 分 の 損 益 通 算 前 の 分 離 課 税 配 当 所 得 等 金 額 」 が な い 場 合 に は、 (2) の 記 載 は 要 し ま せ ン。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「 株 式 等 に 係 る 譲 渡 所 得 等 の 金 額 の 計 算 明 細 書 」 の (1面) の 「 上 場 株 式 等 」 の 欄 の 金 額)	446,743 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 () (「 株 式 等 に 係 る 譲 渡 所 得 等 の 金 額 の 計 算 明 細 書 」 の (1面) の 「 上 場 株 式 等 」 の 欄 の 金 額)	446,743
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (欄 の 金 額 と 欄 の 金 額 の 中 の 少 ない 方 の 金 額)	446,743

欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の(1面)の「上場株式等」の欄の括弧書きの金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
株式 ソフトバンクグループ	2,200 円	0 円
株式 村田製作所	6,000	0
株式 アドバンテスト	5,000	0
合 計	申告書第三表④へ ④ 13,200	⑤ 0
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (④ - ⑤) (赤 字 の 場 合 に は 0 と 書 い て く だ さ い。)		13,200

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (-) (欄 の 金 額 欄 の 金 額 の 場 合 に は 0 と 書 い て く だ さ い。) ((2) の 記 載 が な い 場 合 に は、 欄 の 金 額 を 移 記 し て く だ さ い。)	を付けて、申告書第三表⑥へ 433,543 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (-) (欄 の 金 額 欄 の 金 額 の 場 合 に は 0 と 書 い て く だ さ い。) ((1) の 記 載 が な い 場 合 に は、 欄 の 金 額 を 移 記 し て く だ さ い。)	申告書第三表⑦へ 0

2 面(確定申告書付表)

< 申告内容確認票 >

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成30年分)	④ (前年分の付表の欄の金額) 円 224,326	① (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 0 ② (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 0	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。) (注) その年の翌年以後に繰り越すための申告が必要(1面)の欄及び(2面)の欄、欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額を)
本年の2年前分 (令和01年分)	⑤ (前年分の付表の欄の金額) 42,724	③ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 0 ④ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 0	
本年の前年分 (令和02年分)	⑥ (前年分の付表の欄の金額) 74,331	⑤ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 0 ⑥ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 0	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (①+③+⑤)		計算明細書の「上場株式等」の(12)へ 0	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (②+④+⑥)		申告書第三表(9)へ 0	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (+ +)			申告書第三表(9)へ(2) 円 550,598

- 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。
また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の(1面)の「上場株式等」の欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。
- 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

- 「本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 () (-)	申告書第三表(7)へ 円 0
--	----------------------

欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の(29)欄の金額が同欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【令和03年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	静岡県静岡市葵区瀬名川1-21-17-403		フリガナ 氏名	フルハシ イッペイ 古橋 一平
電話番号 (連絡先)	090-5859-6893	職業 団体職員	関与税理士名 (電話)	()

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	円	44,950,150 円
	その他の収入		
	小計(+)	申告書第三表㉞へ	申告書第三表㉞へ 44,950,150
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額)		45,396,893
	譲渡のための委託手数料		
	小計(からまでの計)		45,396,893
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(1) (を付けないで書いてください。)			
差引金額(-)			-446,743
特定投資株式の取得に要した金額の控除(2) (欄が赤字の場合は0と書いてください。)			
所得金額(-)		申告書第三表㉟へ	黒字の場合は申告書第三表㉟へ -446,743
本年度で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(3)			申告書第三表㊱へ
繰越控除後の所得金額(4) (-)		申告書第三表㊲へ	申告書第三表㊲へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」のからまでの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の㉟欄に0を記載します。

特例適用条文

措法37条の12の2

措法 条の

- 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- 欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、欄の金額を限度として控除します。
- 欄の金額は、「上場株式等」の欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- 欄の金額は、欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㉟欄の金額が同欄の金額から控除しきれない場合には、税務書にお尋ねください。

整理欄

(令和3年分以降用)

この用紙は控用です。

「上場株式等」の

欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、

「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 面(計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	楽天証券株式会社 銀行 ()	円 925,950	円 1,599,420	円 -673,470	円 0
源泉口座 ・ 簡易口座	株式会社SBI証券株式会社 銀行 ()	円 44,024,200	円 43,797,473	円 226,727	
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()				
合計(上場株式等(特定口座))		1面 ^ 44,950,150	1面 ^ 45,396,893	-446,743	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 0

この用紙は控用です。

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の名称・所在地等	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・		株(口、円)		円	円	円	・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
合計	一般株式等				1面 ^	1面 ^	1面 ^	
	上場株式等(一般口座)				1面 ^	1面 ^	1面 ^	